

## 鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この事業」を「事業」に改め、「訪問介護事業所」の次に「、介護予防・生活支援サービス事業所」を加え、「、介護予防に関わる者等」を「その他介護予防に資する活動を行っている団体」に、「派遣するものとする」を「派遣し、次に掲げる支援を行うものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市民への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言
- (3) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

第3条第2項中「1時間以内」を「1時間程度」に改める。

第4条を次のように改める。

（事業の利用申請）

第4条 事業を利用しようとする事業所等（市が主催する地域ケア会議を除く。）

は、あらかじめ鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用（変更・決定取消）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

第5条を削る。

第6条の見出し中「派遣の」を「事業の利用」に改め、同条中「前条の規定による派遣申出」を「前条に規定する申請」に、「派遣を」を「事業の利用を」に、「鹿屋市リハビリテーション専門職派遣決定通知書」を「鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定（変更・取消）通知書」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（利用決定の内容変更等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条に規定する決定の通知を受けた事業所等（市が主催する地域ケア会議を除く。）は、前条に規定する決定の内容に変更が生じたとき、又は決定の取消しを受けようとするときは、鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用（変更・決定取消）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

第7条第2項中「前項の申出書を受理したとき」を「前項に規定する申請があつ

たとき」に、「鹿屋市リハビリテーション専門職派遣（変更・中止）通知書」を「鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定（変更・取消）通知書」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市主催の地域ケア会議における事業利用）

第7条 市長は、事業の委託を行っている場合において、市主催の地域ケア会議で事業を利用するときは、あらかじめ文書により受託者にリハビリテーション専門職の派遣希望日を通知するものとする。利用内容の変更及び利用の中止の場合も、また、同様とする。

第8条中「リハビリテーション専門職の派遣状況」を「事業の実施状況」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、3月実施分は、事業終了後速やかに報告するものとする。

第9条を次のように改める。

（守秘義務）

第9条 受託者及び事業に従事する者は、事業を行うに当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第10条第1項中「携わる者」を「従事する者」に、「、その他の規定」を「その他関係規定」に改め、同条第2項を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条、第6条関係）

年 月 日

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用（変更・決定取消）申請書

鹿屋市長 様

団体代表者 住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業の利用を（変更・中止）  
したいので、申請します。

事業者等の名称	
希 望 日 時 （変更・中止）	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
希 望 内 容	
参加予定人数	人
実 施 場 所	
変 更 ・ 中 止 の 理 由	
備 考	

第2号様式（第5条、第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定（変更・取消）通知書

年 月 日付けで申請のあった地域リハビリテーション活動支援事業については、下記のとおり利用決定の（変更・取消し）をしましたので、通知します。

記

事業者等の名称	
日 時	
内 容	
参加予定人数	人
実施場所	
備 考	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。